

# 総務委員会

期日：平成 27 年 3 月 9 日(月) 9:00～  
場所：第 1 委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長挨拶

## 3 理事者挨拶

## 4 議案審査

- 
- (1) 議案第 10 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」 【人事課】
  - (2) 議案第 11 号「飯田市恩給条例等を廃止する条例の制定について」 【人事課】
  - (3) 議案第 12 号「飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」 【財政課】
  - (4) 議案第 13 号「飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 【ムトスまちづくり推進課】
  - (5) 議案第 14 号「飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例の制定について」 【ムトスまちづくり推進課】
  - (6) 議案第 20 号「飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」 【危機管理室】
- 
- (7) 議案第 23 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」 【財政課】
- 
- (8) 議案第 54 号「平成 26 年度飯田市一般会計補正予算(第 8 号)案」のうち  
当委員会付託分 【別表 付託表 1】 【3 頁】
  - (9) 議案第 58 号「平成 26 年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)案」  
【危機管理室】
  - (10) 議案第 61 号「平成 26 年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計  
補正予算(第 2 号)案」 【ムトスまちづくり推進課】

- .....
- (11) 議案第 65 号「平成 27 年度飯田市一般会計予算(案)」のうち当委員会付託分  
【別表 付託表 2】・【4・5 頁】・【補足資料】
- (12) 議案第 70 号「平成 27 年度飯田市駐車場事業特別会計予算(案)」  
【危機管理室】【特別会計予算書 153 頁】
- (13) 議案第 71 号「平成 27 年度飯田市墓地事業特別会計予算(案)」  
【環境課】【特別会計予算書 171 頁】
- (14) 議案第 75 号「平成 27 年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算(案)」  
【ムトスマちづくり推進課】【特別会計予算書 297 頁】
- .....
- (15) 議案第 79 号「飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」  
3月6日提出分【人事課】
- (16) 議案第 80 号「飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」  
3月6日提出分【人事課】
- .....

## 5 請願・陳情審査

- ( 1 ) 26 陳情第 9 号(継続) 【6・7・8 頁】  
要旨：「国に対し、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する  
法律の制定を求める意見書を提出願いたい」  
陳情者住所氏名：飯田市鼎一色 22 番地 8  
木村 正哲 氏 ほか 1 名
- ( 2 ) 27 請願第 1 号(新規) 【9・10 頁】  
要旨：「国に対し、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に  
基づく法整備を行わないよう求める意見書を提出願いたい」  
請願者住所氏名： 飯田市羽場権現 979 番地 3 佐藤 功(さとういさお) 氏

- 6 所管事務調査の報告について 委員のみ【別 紙】

## 7 閉 会

【別表 付託表1】

議案第54号 平成26年度飯田市一般会計補正予算(第8号)案  
付託表

1 歳入

款	項	目	議案頁
9 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	12
13 国庫支出金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	12
15 財産収入	1 財産運用収入	3 基金運用収入	16
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入	18
16 寄附金	1 寄附金	4 衛生費寄附金	18
17 繰入金	2 基金繰入金	1 基金繰入金	20
19 諸収入	5 雑入	1 雑入	20
20 市債	1 市債	3 民生債	20
		4 衛生債	20
		8 土木債	20
		16 臨時財政対策債	22

2 歳出

款	項	目	議案頁
1 議会費	1 議会費	1 議会費	24
2 総務費	1 総務管理費	1 総務管理費	24
		2 広報広聴費	24
		4 車両管理費	26
		5 自治振興費	26
		9 企画費	28
		10 人事管理費	30
		17 リニア推進事業費	30
4 衛生費	1 保健衛生費	5 環境保全費(関係分)	38
9 消防費	1 消防費	2 非常備消防費	54
13 諸支出金	1 積立金	1 積立金	60

3 繰越明許費関係分

4 地方債補正

【別表 付託表 2】

議案第 65 号 平成 27 年度飯田市一般会計予算（案）  
付託表

1 歳入

款	項	目	議案頁	
1	市税		14	
2	地方譲与税		20	
3	利子割交付金		20	
4	配当割交付金		20	
5	株式等譲渡所得割交付金		20	
6	地方消費税交付金		22	
7	自動車取得税交付金		22	
8	地方特例交付金		22	
9	地方交付税		22	
10	交通安全対策特別交付金		22	
11	分担金及び負担金	2 負担金	2 総務費負担金	24
12	使用料及び手数料	1 使用料	2 総務費使用料	28
			4 衛生使用料（環境課分）	28
		2 手数料	2 総務手数料	32
			4 衛生手数料	32
		3 証紙収入		34
13	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	40	
		9 消防費国庫補助金	46	
	3 委託金	2 総務費委託金	48	
		3 民生費委託金（市民課分）	48	
14	2 県補助金	2 総務費県補助金	52	
		4 衛生費県補助金（関係分）	56	
		9 消防費県補助金	62	
	3 委託金	2 総務費委託金	62	
		3 民生費委託金（関係分）	64	
15	1 財産運用収入	1 財産貸付収入（関係分）	66	
		2 利子及び配当金	66	
		3 基金運用収入	66	
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入（関係分）	68	
16	1 寄附金	2 総務費寄附金	68	
17	1 財産区繰入金	1 財産区繰入金（関係分）	68	
	2 基金繰入金	1 基金繰入金	68	
18	1 繰越金	1 繰越金	70	
19	1 延滞金、加算金及び過料	1 延滞金、加算金及び過料	70	
	2 市預金利子	1 市預金利子	70	
	5 雑入	1 雑入（関係分）	72	
20	1 市債		82	

## 2 歳出

款	項	目	議案頁
1 議会費			90
2 総務費		管理課分除く	94
3 民生費	1 社会福祉費	危機管理室分、男女共同参画課分及び市民課分	166
4 衛生費	1 保健衛生費	環境課分、環境モデル都市推進課分	256
	2 清掃費		292
9 消防費			424
12 公債費			550
13 諸支出金			550
14 予備費			550

## 3 債務負担行為関係分

## 4 地方債

## 5 一時借入金、歳出予算の流用

.....

日本は世界第三位の経済大国であり、民主主義の成熟した国として、また優れた文化を有する「おもてなし」の国として国際社会において高く評価されています。

現在、日本には在日韓国人をはじめとする200万人以上の外国人住民が居住しており、納税などの義務をはじめ地域社会に応分の貢献をし生活を営んでいます。

ところが昨年来、主に在日韓国人を標的としたヘイトスピーチデモが日本各地で頻繁に起こっていることに私たちは心を痛めております。

とりわけ「朝鮮人みな殺しにせよ」「不逞鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などというヘイトスピーチがあからさまに露出してきており、私たちは大変憂慮しています。

ヘイトスピーチデモを行なう団体は、在特会（在日特権を許さない市民の会）をはじめとするネット右翼や新興の右派団体で、繁華街を拡声器を使って怒声を飛ばし、レイシズム的表現で憎悪を煽る彼らの一連の言動は、日本の社会問題として深刻化しています。日本の各界においても常軌を逸した人種差別を憂慮し規制を求める声が上がっており、2020年の東京オリンピックを控え、国際社会においても問題視されています。

私たちは、在日韓国人をはじめとする外国人住民の生命と安全を脅かすヘイトスピーチ、ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、速やかな解決を求めて以下の通り要望します。

### 要望の趣旨

- 1 人種差別、民族差別を煽るヘイトスピーチを法律で禁止するよう政府及び国会に要望すること。
- 2 日本国が批准している人種差別撤廃条約2条1項柱書及び同条項(b)(d)、4条(c)にもとづき、人種差別を助長し扇動する団体のデモ並びに集会、公共の施設等の利用を許可しないこと。
- 3 日本国が批准を留保している人種差別撤廃条約4条(a)(b)に関する留保を撤回し、ヘイトスピーチを法律で規制するよう政府及び国会に要望すること。

### 要望の理由

- 1 ヘイトスピーチの放置が東京オリンピックに与える影響を憂慮します。

2020年に東京オリンピックが開催されます。人種差別、民族差別的行為の放置は、国際社会に、日本は人種差別を容認しているという悪い印象を与えかねません。国際社会において日本の名誉を傷つけ恥となるもので、速やかな処置が求められています。

- 2 ヘイトスピーチは人種差別を煽る「犯罪」行為です。

一線を越え「朝鮮人を殺せ」と連呼し、「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも戮殺せ」などと民族殺戮を教唆するヘイトスピーチやプラカードが露骨に現われ、白昼公然と組織的に「大虐殺」を口にする集団の出現は、レイシズム以外の何ものでもありません。

日本は人種差別撤廃条約に加入しています。イギリス、ドイツ、カナダなどは人種差別の記事や演説、ヘイトスピーチや民族排撃デモは法律で禁じられています。

### 3 京都地裁、大阪高裁が在特会の街宣は「人種差別」と認め、賠償命令を下しています。

京都朝鮮学校の周辺で街宣活動し、ヘイトスピーチと呼ばれる差別的な発言を繰り返して授業を妨害したとして、京都地裁は「在日特権を許さない市民の会」(在特会)などに対し、学校の半径 200 メートルでの街宣禁止と 1226 万円の賠償を命じました。

特定の人種や民族への差別や憎しみをあおり立てる街宣や、一連の行動を動画で撮影しインターネットで公開した行為について「人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり、違法だ」と指摘し、「示威活動によって児童らを怖がらせ、通常の授業を困難にし、平穏な教育事業をする環境を損ない、名誉を毀損した」として、不法行為に当たると判断しました。(2013 年 10 月)

控訴審判決でも大阪高裁は京都地裁の判決を支持し、在特会側の控訴を棄却しました。(2014 年 7 月 8 日)

### 4 「Japanese only」人種差別的横断幕で浦和レッズに「無観客試合」の処分。

2014 年 3 月 8 日、埼玉スタジアムで行なわれたサッカー J1 の浦和 - 鳥栖で、浦和サポーター席へ入るゲートに「Japanese only」と書かれた横断幕が掲げられました。

「日本人以外お断り」との差別的表現に人種差別との非難の声が内外から起こり、サッカー J1 リーグは、スタジアム内にサポーターが掲げた横断幕が差別的だったと判断し、すぐに撤去しなかったクラブにも責任があるとして、レッズに対し、ホームゲームを観客を入れないうで行う「無観客試合」とする最も重い処分を出しました。同時に、横断幕を掲げた 3 人が所属する 20 人のサポーターグループに対し、無期限の活動停止とレッズのすべての試合への無期限の入場禁止の処分をしました。

J1 リーグは 4 月 22 日、現行の試合運営管理規定や観戦マナーとルールに「差別的、侮辱的もしくは公序良俗に反する行動の禁止」の項目を追加し、規定の「禁止行為」には「人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること」を加えました。主催クラブが違反者に対し、損害賠償を請求できることも明記しました。

### 5 韓国人住民に対する大きな脅威であり、教育上、子どもや青少年に悪影響を与えます。

韓国籍住民が多く居住する特定の地域で、しかも営業店舗の密集する地域の前を、民族差別を煽りながら常軌を逸した排外的デモ、街宣活動を何度も繰り返して行なうことは、営業妨害にとどまらず周辺の安全を脅かすものです。一線を越えた民族差別は、デモを行なっている特定地域のみの問題ではなく、同時に日本に住んでいる全韓国人住民に対する脅迫、罵倒であり、看過できるものではありません。

「殺せ」と声高に連呼し、民族差別を助長するデモ行為は、教育上、子どもや青少年に与える悪影響は甚大です。ヘイトスピーチに傷つけられないよう子どもたちを守る必要があります。そのためにも厳しい法規制が必要であります。

なお、上述「要望の趣旨」2 項にもあるとおり、現行日本国法下でも、人種差別撤廃条約 2 条 1 項柱書、同条項(b)(d)や同条約 4 条(c)を根拠としてデモや街宣、公共の施設利用を不許可とすることはできるはずで

す。また、人種差別、排外主義、特定民族の虐殺を扇動する在特会らの活動は、各地方公共団体の施設管理条例において一般的に定められている施設利用許可除外事由の「公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのあるとき」にも該当するものです。

## 6 彼らの言動は日本社会の「恥」です。

参院予算委員会で、在日韓国、朝鮮人を対象とし辱排他的なデモが国内で横行している事が問題となり、安倍晋三首相は「一部の国、民族を排除しようという言動があることは、極めて残念だ」と非難しました。首相は「他国や他国の人々を誹謗中傷することで、われわれが優れているという認識を持つことは間違っているし、結果として自分たちを辱めていることにもなる」と強調しました。（参院予算委員会 2013年5月）

また、韓日外相会談で韓国側は、「最近、日本の右翼団体の反韓示威が表現の自由を超える段階にあることを憂慮する。日本政府の適切な処置を期待する」と述べ、ヘイトスピーチを行う反韓デモへの対応を要請しました。これに対し、岸田外相は「日本は法治国家であり、法秩序を守っていく立場だ」と答えました。（2013年7月）

舛添要一東京都知事は、ヘイトスピーチについて、安倍首相に国レベルで規制への対策を検討するよう要請、これに対し首相は、「（ヘイトスピーチは）日本人の誇りを傷つける。しっかり対処しなければならない」と述べ、自民党で対応を検討する考えを表明しました。（2014年8月7日）

現在、民族的人種的マイノリティ集団に対するヘイトスピーチを犯罪として規制する法は、日本国にはありません。「一部の国、民族を排除しようとする言動」や差別の扇動は許されないという「法秩序」を形成していくことこそ、喫緊の課題として法治国家たる日本国に求められています。

## 7 国連、自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会が日本に勧告しています。

2014年7月24日、自由権規約委員会は、日本政府に対し、人種や国籍差別を助長する街宣活動を禁止し、犯罪者を処罰する自由権規約20条に適應する立法措置を求める勧告をしました。

さらに、2014年8月29日、人種差別撤廃委員会は、人種や国籍などの差別を煽るヘイトスピーチを法律で規制するよう改めて強く勧告し、街宣活動やネットなどでの人種差別を煽る行為を行った個人、団体、公人、政治家に対する適切で断固とした制裁を求める強い勧告を出しました。

また、国連人権機関の社会権規約委員会も、元「従軍慰安婦」の女性らをおとしめるヘイトスピーチなどを防止するために、「慰安婦」の受けた被害について日本政府が公衆（日本国民）を啓蒙、教育することを勧告しています（2013年5月）。さらに、米務省は2013年度版人権報告書で、在日韓国・朝鮮人の排斥を掲げる「在日特権を許さない市民の会（在特会）」のヘイトスピーチを取り上げ、懸念を表明しています（2014年2月）。

## 8 ヘイトスピーチは国際社会では処罰対象です。

ヘイトスピーチは社会の平穩を乱し、人間の尊厳を侵すとして、諸外国で規制されています。ドイツはデモや集会、ネットの書き込みで特定の集団を侮辱する行為を「民衆扇動罪」に定め、5年以下の禁錮刑を科しています。国内に住む外国人を「駆除されるべき集団」などと表現する行為もこの罪に当たります。

イギリスの公共秩序法も同様の行為に7年の懲役刑、フランスや民族対立から内戦が起きた旧ユーゴスラビアのモンテネグロも罰金刑を設けています。

また、いわゆる「表現の自由」を重視するアメリカにおいても、公民権法はもちろんのこと、人種や国籍、宗教に対する偏見に基づく暴力、脅迫などの犯罪行為を禁じるヘイトクライム法等が制定されており、人種差別を禁ずる「法秩序」が整備されています。





佐藤

2015年 2月19日

議長 林 幸次 様

請願者

飯田市羽場権現979-3

佐藤

佐藤

紹介議員

小倉 高広

小倉

## 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願

### 請願理由

安倍政権は昨年7月1日、従来の憲法解釈を変更し、日本が攻撃を受けていなくても他国への攻撃を武力で阻止する集団的自衛権の行使を容認する決定をしました。現在、この閣議決定にもとづく法整備ならびに、「日米防衛協力指針」改訂の準備をすすめています。この法整備の報道に接するにつけ、憲法の危機はあらたな段階を迎えていると考え、以下の請願にいたします。

これまで歴代の自民党政権は、「憲法9条の下において許容できる自衛権の行使は、わが国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」とし、集団的自衛権の行使は「違憲」としてきました。しかるに昨年の閣議決定では、与党内の協議のみで国民にはかきもなく、憲法解釈を変えてしまいました。これは、長年にわたる国会論議や国民的議論を通じて確立してきた憲法解釈を否定し、憲法によって権力を縛る近代立憲主義を否定する民主国家にあるまじき行為です。

さらに現在「閣議決定」にもとづいてすすめられている法整備は、報道されている内容の一端をみても、その危険性は明白です。

1つ目は、日本が武力攻撃を受けた際の自衛隊出動を規定した「武力攻撃事態法」「自衛隊法」に『存

立事態』を加え、他国の戦争に参戦する集団的自衛権行使を可能にしようとするものです。これを国民を戦争に動員する諸法律にも適用して、集団的自衛権行使の際の国民の徴用や自治体の動員、公共機関の協力強要などを可能にしようとしています。

2つ目は、国連決議等により武力攻撃を行う「多国籍軍」への戦闘地域での後方支援を可能にする海外派兵恒久法」などの制定です。PKO法を改訂し、他国軍防護のため武器使用も行う「駆けつけ警護」も可能にしようとしています。

3つ目は、武力攻撃にいたらない「グレーゾーン」でも自衛隊の武器使用を可能にする海上警備行動や治安出動の手続きの簡略化、平時から米軍艦などを防護するための武器使用を可能にすることも検討されています。

これらの法改定は、憲法9条を根本から破壊してしまうものです。

わが日本は、憲法第9条で戦争を放棄し、戦力の不保持や交戦権否認を明記し、その解釈や運用についてはいろいろ意見の違いはあっても、少なくとも「自衛のための必要最小限」の範囲内としてきたからこそ、戦後一貫して戦争の犠牲者をださず、国際的な信頼をも勝ち得てきました。半世紀以上にもわたって積み重ねてきた憲法解釈を変え、それを法制化することは、アジア諸国との間にあって緊張状態と敵対関係を強めるものであり、国を超えて誰しもが平和的に生存していけるような国際関係を築いていくことへの障害となります。

この間の世論調査でも、集団的自衛権反対の声は半数を超えています。集団的自衛権の解釈変更にたいする地方議会の反対・慎重意見書は200を大きく超え、長野県においても半数以上の自治体が反対・撤回・慎重などの意見書を上げています。

以上により、私たちは、集団的自衛権容認の閣議決定は撤回し、閣議決定にもとづく法整備をおこなわないことを強く要請するものです。

## 請願事項

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出してください。